

## 動物収容・譲渡対策施設整備事業（案）について

### 1 経緯

青森市保健所では、平成 18 年 10 月に青森県動物愛護センター内に生活衛生課分室を設置し、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて、犬や猫などの適正飼養や終生飼養の普及啓発、飼い主などのやむを得ない事情による引取り、負傷などにより収容した犬や猫などの返還、新しい飼い主への譲渡などを行っている。

動物の譲渡については、令和 4 年度より県動物愛護センター施設の一部を借用して行っているが、使用できるスペースが限られていることや、県から、各中核市において飼養管理できる体制を整備することによって県内全体の動物収容能力を高め、県内全体の致死処分頭数の減少に繋げるため、令和 9 年度までに譲渡に向けた飼養管理を行う施設を整備するよう要請されていることから、市が独自に譲渡に向けた飼養管理を行う「動物収容・譲渡対策施設（仮称）」を整備することとしたものである。

### 2 動物収容・譲渡対策施設の概要（予定）



建設予定場所 整備場所の考え方	青森県動物愛護センター敷地内 県と随時連携・協力を図りやすいこと 津波などの災害リスクが少ないこと これまで市民に親しまれていること
構造・階数	プレハブ・平屋建て
延床面積	約 200 ㎡
収容頭数	犬 10 頭、猫 25 頭 その他エキゾチックアニマルも想定
各室の概要	飼養管理スペース、処置室、 グルーミング室、譲渡スペース等
供用開始	令和 9 年度中

建設予定地

### 3 今後のスケジュール及び予算

令和 7～8 年度	基本設計・詳細設計 (12,021 千円 令和 7 年度 9 月補正予算で債務負担行為設定)
令和 9 年度	建設工事・供用開始